

広島県選挙管理委員会告示第十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、福山市選挙管理委員会等から報告があった。

令和二年三月十二日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所 在 地	取 消 年 月 日
福山市体育館	福山市草戸町五丁目 12 番 4 号	令和 2 年 3 月 1 日
可愛集会所	安芸高田市吉田町山手 1049 番地 8	令和 2 年 3 月 2 日